

## 第3章 建設産業の課題

### 1 担い手の確保・育成 ～喫緊の課題～

本県の建設産業が、将来にわたって地域社会に貢献する魅力あふれる産業へ発展していくためには、言うまでもなく、建設産業で働く担い手の確保が必要不可欠です。

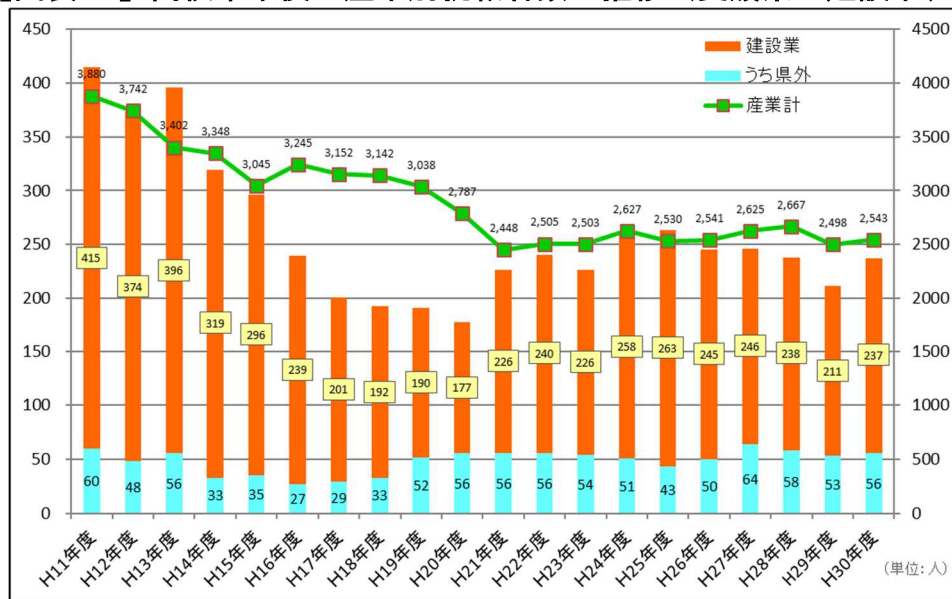
しかしながら、少子高齢化や人口減少に伴い、労働力人口の減少が進行する中で、建設産業においても担い手不足が顕在化し、本県の建設業就業者の年齢構成も若年者の割合が低下する一方で、60歳以上の割合が高くなっており、今後、就業者の1/4を占める高齢者の大量離職が見込まれております。また、全産業的な人材確保競争が激化する中で、高校卒業後に建設業に就職する者は平成11年度から約5割減少しており、就職後3年以内の離職率も約46%と非常に高く、県内建設業にとって重要な若年層の確保・定着が進んでいない状況にもあります。このまま就業者の減少が続けば、技術の継承に支障が生じるとともに、将来にわたる社会資本の整備・維持管理だけでなく、災害対応等を通じた地域の維持にも支障を及ぼすことが懸念されることから、建設産業の将来を担う若年者等の確保・育成は喫緊の課題となっています。

【図表 10、11、12】

このため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保等を目的として平成26年6月に公布された、いわゆる「改正担い手3法」や令和元年6月に公布された「新・担い手3法」の基本理念等を踏まえながら、引き続き、行政機関と建設業団体が連携して、建設産業のイメージアップや就労環境の改善などを図るとともに、建設業者自らも時代の変化に対応するための意識改革及び自助努力を行うことにより、若年者や女性、外国人など多種多様な人材の入職の増加による将来の担い手の確保と育成、そして建設産業への定着に取り組んでいく必要があります。

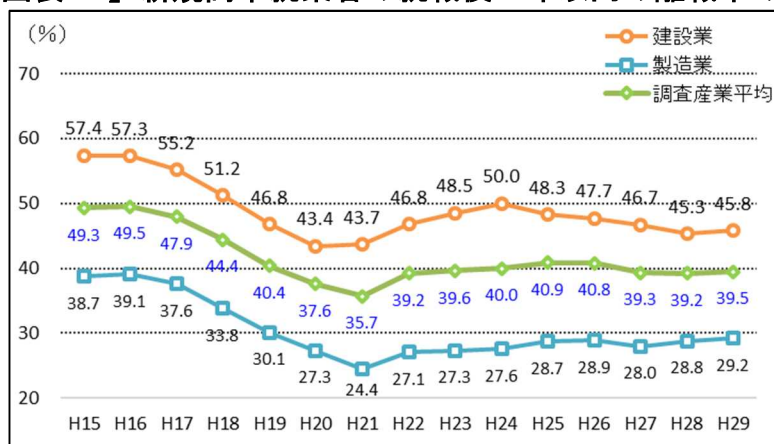
また、経営者の高齢化も進んでいる中、特に中小規模の建設業者において後継者問題が経営上の課題として高まっており、基幹産業として雇用をはじめ地域の社会・経済を支える優良な建設業者の存続が懸念されていることから、事業承継が円滑に実施される環境整備や合併等による経営基盤の強化について検討することも必要となっています。

【図表 10】 高校卒業後の産業別就職者数の推移（愛媛県：建設業、全産業）



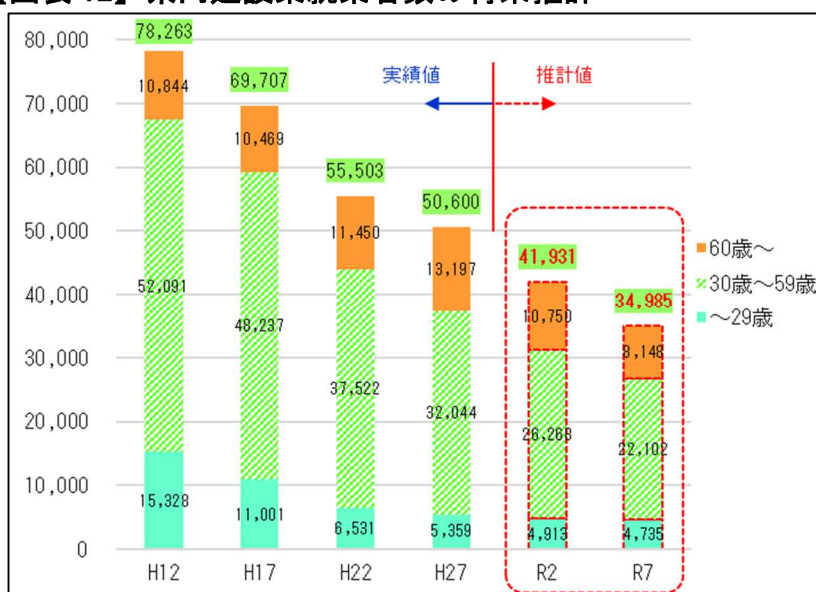
出典：文部科学省「学校基本調査」

【図表 11】 新規高卒就業者の就職後3年以内の離職率の推移（全国：建設業、製造業）



出典：厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

【図表 12】 県内建設業就業者数の将来推計



出典：総務省「国勢調査」を基に愛媛県作成（国勢調査の5歳階級別就業者数の構成における平成17→22年及び平成22→27年の変化率の平均を基に推計）

## 2 働き方改革と生産性向上 ～新たな動きへの課題～

### (1) 働き方改革への対応

建設産業における担い手を確保するためには、若者や女性にとって魅力ある産業となるよう、長時間労働の是正や週休2日の確保など、他産業に比べても厳しいとされている労働環境の改善を図ることが大切です。

平成30年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が施行され、長時間労働の是正や違法残業の抑止、労働生産性の向上等が進められており、建設業に対しても、令和6年4月からは、労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることとなっています。国においては、平成30年3月に「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速させるため、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策をパッケージとしてまとめています。

また、令和元年6月には、建設業における「働き方改革の促進」「生産性向上」「持続可能な事業環境の確保・災害時の緊急対応強化」を目的として、いわゆる「新・担い手3法」（品確法と建設業法・入契法の一体的改正〈公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律〉）が成立・公布され、工期の適正化のために発注者に対して必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化したほか、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、社会保険加入を建設業許可の要件とするなど、建設業の担い手の中長期的な確保・育成のための基本理念や具体的措置が規定されました。

これらの法改正やプログラムの趣旨を踏まえて、業界団体及び個々の企業の取組はもとより、県では発注者としても、より一層の取組強化に努めていく必要があります。

このほか、平成29年3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」では、国及び都道府県の責務として、建設工事従事者の安全及び健康の確保のための施策を実施していくことが求められています。

また、就業者の高齢化が進んでいる中、自身の病気や家族の介護などを抱える人が仕事との両立を図ることができるための支援も必要となっています。

### (2) 建設キャリアアップシステムの普及・活用

建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、技術者とともに現場を支える技能労働者の高齢化や若者の減少といった喫緊の課題への対応を推進し、担い手を確保・育成していく必要があります。

そのためには、個々の技能労働者が有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境の整備が不可欠となりますが、建設業に従事する技能労働者は、様々な現場で経験を積んでいくため、個々の技能や経験が統一的に評価されにくく、現場管理や若手への指導など、一定の経験を積んだ技能労働者が果たしている役割等が処遇に反映されにくい環境にあるといわれています。

こうしたことから、技能労働者の現場における就業履歴や保有資格などを、個々に配布されたICカードを通じて、業界統一のルールでシステムへ登録・蓄積することにより、技能労働者の処遇改善や技能の研鑽を図ることを目指す「建設キャリアアッ

プシステム」(以下、「CCUS」という。)が構築され、平成31年4月より本運用が開始されました。

国においては、技能労働者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るため、令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」を目指し、官民一体で取組を進めることとしています。

ただ、県内の建設業においては、CCUSの仕組みに対する理解が十分に進んでいないことや、業者としてのメリットが感じられないといった声もあることから、地域の建設業者の実情を踏まえたうえで、制度の理解促進をはじめ、官民が一体となって普及促進に向けて取り組んでいく必要があります。

### (3) 建設現場の生産性向上

少子高齢化や人口減少が進む中であっても、建設産業が将来にわたって、その役割を果たしていくためには、「働き方改革」とともに、限られた人的資源を有効に活用し「現場力」を維持するための「生産性向上」が必要不可欠となっています。

新・担い手3法の一つである改正品確法においては、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を発注者・受注者の責務として規定し、国土交通省においては、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を令和7年度までに2割向上させることを目指しています。

工事現場におけるICT技術の活用は、「生産性向上」のみならず、新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある職場の実現など担い手不足の解消に有効であると考えられることから、積極的な活用が求められています。また、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換と、抜本的な生産性や安全性向上を図るため、5G等基幹テクノロジーを活用したインフラ分野のDXを推進していくことも求められています。

ただ、県内の建設業者は中小企業が多く、ICT化の推進には、費用面などの問題もあることから、業界団体の意見も聞きながら、地域の建設業者の実情を踏まえたうえで、官民が一体となって「生産性向上」に向けた取組を図っていく必要があります。

### (4) 専門人材の育成

ICT施工をはじめとする「生産性向上」に向けた取組を進めていくためには、基準・ルールの作成、機材・システムの装備のほか、それを計画するとともに、現場で実施できる技術者の育成も進めなければなりません。

また、社会資本の老朽化が進行する中で、インフラの維持管理に関わる調査・設計等業務や工事が増加していくことが予想されます。維持管理は、劣化の状況、周辺環境、調査・施工場所の制約等さまざまな状況に対処することが必要であり、技術力の向上が重要となります。

これらの分野をはじめ社会的な課題に対し、従来技術に加え、より専門化された技術を習得した人材の育成が必要です。

### **3 地域づくりへの貢献 ～社会的に求められる課題～**

#### **(1) 地域力の強化**

少子高齢化に伴い、特に山間部や島嶼部などの過疎地域では、生活基盤や安全・安心の確保など、集落機能の維持が大きな問題となっています。

このような中、新・担い手3法においては、災害時の緊急対応強化のための発注者の取組や建設業者と地方公共団体等との連携といった建設業者団体の責務が追加され、建設産業が担っている、社会資本の整備・維持管理や地域の雇用・経済の下支え、災害対応などといった重要な役割を将来にわたって果たすことにより、地域力の強化に貢献していくことがこれまで以上に求められています。

#### **(2) 社会的責任と役割**

建設産業は、災害時には最前線で地域の安全・安心を確保するなど、県民の豊かで快適な暮らしづくりに重要な役割を果たしていますが、その重要な役割が県民に十分に認識されているとは言えないほか、未だ、3K（危険・きつい・汚い）というイメージが拭えていない状況にあります。

また、一部の建設業者ではありますが、工事現場での労働災害事故や法令違反、発注者との請負契約上のトラブルなど、社会的責任を十分に果たしているとは言えない事態を発生させているという事実もあります。

建設産業が安全・安心な地域づくりに貢献し、県民にとって魅力あふれる存在となるためには、市町をはじめとする地域の様々な主体と業界等が一体となってイメージアップに努めていく必要がありますが、建設業者が、法令遵守や企業モラルに対する意識の向上を図り、地域社会の形成に寄与する一員として、県民の期待と信頼に応えていくことが前提となることは言うまでもありません。